

答申の内容

第1 審査会の結論

審査請求人が公開を求めた文書について、伊方町（以下、「実施機関」という。）が非公開決定とした件（以下、「本件処分」という。）については妥当と判断する。

第2 審査請求の内容

1 審査請求の主旨

実施機関が行った本件処分を取消し、対象文書の全部を公開するよう求めるものである。

2 審査請求の理由

実施機関が行った本件処分は、伊方町情報公開条例第8条第2項に違反しているため、対象文書の全部開示または部分開示を求める。

第3 実施機関の主張の要旨

- 1 当該文書は、個人の内心（思想、信条など）に関する事項や個人の判断、評価等の情報を含んでおり、また、請求人本人の個人情報ではなく、本人に対する他者の意見や評価等が記載された他者の個人情報である。
- 2 仮に氏名を伏せたとしても前後の文脈や他に記載内容から、文書を提出した者を識別することが可能である。
- 3 公にした場合文書を提出した地域おこし協力隊員に被害が及ぶ恐れを否定できない。
- 4 以上のことから、不開示決定としたものである。

第4 審査請求人の主張の要旨

- 1 公的機関の業務遂行過程で作成された文書は原則として公文書であり、職務上の意見や評価は個人情報ではなく公的情報として取り扱うべきである。
- 2 地域おこし協力隊は税金で運営される公的制度であり、その運営状況について住民が知る権利は重要な公益である。
- 3 適切な匿名化処理により識別リスクは十分に回避可能であり、部分開示による対応が可能であるにもかかわらず、それを検討していない。
- 4 「被害が及ぶ恐れを否定できない」という表現は、具体的な被害の内容や発生確率について何ら証明していない。単なる可能性の指摘では非開示の正当性を基礎づけるには不十分。

- 5 情報公開による公益と非開示による個人保護の利益との適切な比較衡量が行われていない。
- 6 完全非開示以外の方法（部分的な黒塗り、要約での提供）による対応可能性を十分検討していない。

第5 審査会の判断の理由

- 1 地域おこし協力隊員は、伊方町から業務委託を受けた個人事業主であり、伊方町情報公開条例（以下、「条例」という。）第2条第1項に規定する実施機関ではない。当該文書は、公的機関の業務遂行過程で作成された文書ではなく、条例第2条第2項に規定する「実施機関の職員が職務上取得した文書」に該当し、その内容は、請求人ではない、他の地域おこし協力隊員の内心（思想や信条など）に関する事項、請求人に対する意見や評価等が含まれており、地域おこし協力隊員という「個人事業主の個人情報」として取り扱う必要がある。
- 2 地域おこし協力隊が税金で運営される公的制度であることは否定できないが、地域おこし協力隊員はあくまで個人事業主であり、その個人情報の保護を疎かにすることは許されない。しかも、当該文書は、請求人に関して、他の地域おこし協力隊員が伊方町に宛てて提出した文書であり、そこに記載された個人情報が開示されるとなると、地域おこし協力隊員が委託元である町に対し、他の地域おこし協力隊員に関する意見や判断、評価等を提供することに躊躇を覚えさせることとなり、かえって、制度の適正な運営や透明性の確保に反することになる。
- 3 適切な匿名化処理により識別リスクは十分に回避可能、また完全非開示以外の方法による対応可能性を十分検討していないと主張されるが、当該文書の作成者は、請求人と一定程度の接点を有していた者に限定されるため、仮に匿名化処理や要約での提供を試みたとしても、文書を提供した者を識別することは可能であり、識別リスクを回避し得ない。
- 4 個人事業主である地域おこし協力隊員の個人情報の保護を疎かにすることは許されないところであるが、当該文書の内容が請求人に開示された場合、請求人と文書を提出した者との間でトラブル等が発生する可能性は排除できないところであり、当該文書を提出した者の個人情報保護の観点からも、当該文書を不開示としたことには妥当性がある。

5 情報公開による公益性（行政の透明性、制度運営の適正化）と非開示による個人情報保護の利益との適切な比較衡量が行われていないと主張されるが、本件公文書は、請求人に関して他者が伊方町に宛てて提出した文書であり、そこに記載された個人情報が開示されるとなると、地域おこし協力隊員が委託元である町に対し、他の地域おこし協力隊員に関する意見や判断、評価等を提供することに躊躇を覚えさせることになり、かえって、制度の適正な運営や透明性の確保に反することになることに鑑みれば、当該文書を提出した者の個人情報保護の重要性も併せ考慮すると、請求人の指摘する行政の透明性や制度運営の適正化といった利益よりも、非開示とする利益の方がより大きいことは明らかである。

6 以上のとおり、当審査会は前記第1の結論のとおり答申するものとする。

第6 情報公開審査会

当審査会は、本件諮問事項について、令和7年11月20（木）、審議を行った。